

第33回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長：ただ今から、第33回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
本日は第33回目の会議で、残り少なくなった会議となりますので慎重な審議をお願いしたい。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年2月19日受付
この申請は、売買による一般住宅用地の農地転用です。

<議案第1号番号1について説明>

事務局：次に番号2 令和8年2月20日受付
この申請は、贈与による露天駐車場用地としての農地転用です。

<議案第1号番号2について説明>

事務局：次に 番号3 令和8年2月20日受付
この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第1号番号3について説明>

事務局：次に 番号4 令和8年2月20日受付
この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第1号番号4について説明>

事務局 : 議案第 2 号 農地法第 5 条 (一時転用) の許可申請について説明します。
番号 5 令和 8 年 2 月 20 日受付
この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時
転用です。

<議案第 2 号番号 5 について説明>

事務局 : 次に 番号 6 令和 8 年 2 月 20 日受付
この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時
転用です。

<議案第 2 号番号 6 について説明>

事務局 : 次に 番号 7 令和 8 年 2 月 20 日受付
この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時
転用です。

<議案第 2 号番号 7 について説明>

事務局 : 議案第 3 号 「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」についてに
ついては、本会議で審議をお願いします。(2 月総会保留案件)

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。

<質疑応答>

それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

部会長 : それでは、議案第 1 号 番号 1 についてご意見ををお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、議案第2号 5条(一時転用)について

番号5についてご意見をお願いいたします。(※番号は議案1の続きになっています)

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、番号6についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : 次に、番号7についてご意見をお願いいたします。

(意見なし)

部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第33回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局長：ただ今から、第33回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
農業情勢が厳しい中で、人口減少にあわせ、担い手の減少が心配である。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は 11 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 11番委員 12番委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第1号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和8年2月19日受付
この申請は、売買による一般住宅用地の農地転用です。

<議案第1号番号1について説明>

<以上で議案第1号番号1の説明は終わりです。>

議 長：それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長：それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願いま

す。

番号1は、**許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に番号2 令和8年2月20日受付
この申請は、贈与による露天駐車場用地としての農地転用です。

<議案第1号番号2について説明>

<以上で議案第1号番号2の説明は終わりです。>

議 長 : それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : それでは、議案第1号 番号2について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号2について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号2は、**許可相当** と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第1号番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に 番号3 令和8年2月20日受付
この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第1号番号3について説明>

<以上で議案第1号番号3の説明は終わりです。>

議 長 : それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、

部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：それでは、議案第1号 番号3について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号3について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号3は、**許可相当**と決定いたします。

議長：次に、議案第1号番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に 番号4 令和8年2月20日受付
この申請は、売買による一般住宅への農地転用です。

<議案第1号番号4について説明>

<以上で議案第1号番号4の説明は終わりです。>

議長：それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：それでは、議案第1号 番号4について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号4について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号4は、**許可相当** と決定いたします。

議長：次に、議案第2号 番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第2号 農地法第5条（一時転用）の許可申請について説明します。

番号5 令和8年2月20日受付

この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時転用です。

<議案第2号番号5について説明>

<以上で議案第2号番号5の説明は終わりです。>

議長：それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：それでは、議案第2号番号5について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号5について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号5は、**許可相当**と決定いたします。

議長：次に、議案第2号番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：次に番号6 令和8年2月20日受付

この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時転用です。

<議案第2号番号6について説明>

<以上で議案第2号番号6の説明は終わりです。>

議長：それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：それでは、議案第2号番号6について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号6について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号6は、**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第2号 番号7について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 次に 番号7 令和8年2月20日受付
この申請は、埋蔵文化財調査該当場所のため、本転用前の試掘調査による一時転用です。

<議案第2号番号7について説明>

<以上で議案第2号番号7の説明は終わりです。>

議 長 : それでは、現地確認状況について、農振部会から報告願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : それでは、議案第2号 番号7について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

番号7について、原案のとおり、**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

番号7は、**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして、議案第3号「玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取」について事務局より説明をお願いします。※ 2月総会保留案件

事務局 : 議案第3号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明いたします。これは、町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。

農業委員会には、今回町が受付した案件について、農業への影響について意見を求められております。

別紙「農用地利用計画変更案件」をご覧ください。

<議案資料に基づき、事務局が計画の変更について説明>

協議保留案件であるNo.2 とNo.4について

事務局 : 以前農振除外担当者より説明があったとおり、除外についての要件は県と確認協議をしており、No.2 とNo.4についても除外要件は妥当と考えます。また、今までの除外での整合性から見ても妥当と考えます。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議長 : それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会では周辺農地の営農に支障がないよう配慮することの意見を添えた上で**農業の支障について問題なし**と報告いたします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況については、相続で7件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況については、2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議長 : 続いて、次第6 その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○農業委員の報酬について
○農地の賃借料情報について
○農業委員会だよりについて
○農業委員の改選について
○じゃがいもの定植について

5番委員 : 農地の賃借料情報については、決定なのか？

事務局 : 賃借料は前年のデータなので確定となっておりますが、委託料は案として諮りたい。

議長 : 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長 : これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。